

15 島根県立大学聴講生規程

平成19年4月1日
島根県立大学規程第45号

(目的)

第1条 この規程は、島根県立大学学則（以下「学則」という。）第43条に規定する聴講生に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(受講開始の時期)

第2条 聴講生の受講開始の時期は、学期の初めとする。

(聴講科目)

第3条 聴講を許可する科目は、当該学期に開講する科目とする。ただし、授業科目によっては、聴講を許可しない場合がある。

(受講期間)

第4条 聴講生の受講期間は、1年以内とする。

(受講志願)

第5条 聴講生として受講を志願する者は、次の各号に掲げる書類を、所定の期間内に学長に提出しなければならない。

- (1) 聴講生受講願書
- (2) 本学所定の履歴書

(受講手続及び受講許可)

第6条 学長は、前条の規定に基づいて書類を提出した者について、教授会の議を経て受講を許可するものとする。

(証明書)

第7条 聴講生が聴講した授業科目については、本人の請求により聴講証明書を交付することができる。

(その他)

第8条 この規程及びこの規程に基づき別に定めるもののほか、聴講生に関し必要な事項は、学則の規定を準用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。